

平成28年11月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成28年11月28日(月)午前9時00分～10時24分まで
出席委員	(11人) 1番:鎌田勝敏 2番:工藤久美子 3番:関谷幸市 5番:押川和夫 6番:山田秋吉 8番:堀田計一 10番:後藤ミホ 11番:西和浩 12番:久保一美 13番:坂本康充 14番:澁谷浩一
欠席委員	(1人) 7番:田中俊二
出席職員	事務局長:押川道彦 専門監:三隅秀俊 主事:濱砂裕紀
会議録署名委員	6番:山田秋吉 8番:堀田計一
議事日程	平成28年11月28日(月)1日間
報告	(1) 11月の行事報告について (2) 農地転用事前報告(3件) (3) 農家相談日結果報告について(0件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 相続届の提出について(1件) ② 農地相談員の活動について(1件) ③ その他
会議事件	議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第47号 非農地証明願いの承認について 議案第48号 農用地利用集積計画(所有権設定)について 議案第49号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
議長(会長) 鎌田勝敏	それでは、ただ今から平成28年11月期の総会を開会いたします。 本日の本会議の出席委員は12名中11名が出席ですので、総会は成立しています。 議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、6番山田委員と8番堀田委員をお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と濱砂主事を指名いたします。 それでは、本会議に入ります。
議長(会長) 鎌田勝敏	議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>資料の5ページをお願いします。議案41号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてであります。</p> <p>受付番号4番 申請人H・S 土地表示 大字椎木字狐藪〇〇番 地目畑 地積29㎡ 他8筆 合計 畑9筆 838㎡ 転用目的 庭園(グループホーム内施設) 施設概要 庭園 担当委員は6番 山田委員です。追認の案件です。場所につきましては、6～13ページに添付しています。13ページに始末書を添付しております。平成27年1月に申請をされ、その当時は事務所、倉庫を建設することで県から許可を受けておられました。しかし当時の申請者が急逝したことにより計画を実施することができず、その後、申請人の奥さんが事業変更の許可を得ずにそのまま庭園として整備をされたようでございます。</p> <p>これにつきましては、転用目的の許可と内容が異なっていること、当時の申請者が死亡ということで追認申請となります。</p> <p>受付番号5番 申請人T・S 土地表示 大字高城字黒水川〇〇番 地目畑 地積 223㎡ 転用目的 貸家の駐車場、進入路及び花壇 施設概要 駐車場95㎡ 法面59㎡ 進入路48㎡ 花壇15㎡ 物干場の一部28㎡ 担当委員は8番堀田委員です。追認の案件です。資料につきましては14～19ページに添付しております。19ページに始末書を添付しております。申請地につきましては35年以上前に祖母の親戚の方が住宅を建設され、亡父の了解を得て土地の造成をしておりました。当該宅地につきましては申請地へ行くための道路が狭いという事で許可を得ずに進入路、駐車場等の整備をされました。その分についての追認申請です。現地につきましては写真で説明を致します。以上です。</p>
<p>(事務局) 濱砂 主事</p>	<p>プロジェクターを使用し、受付番号4番、5番の写真説明</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号4番につきまして、担当の6番山田委員から説明をお願い致します。</p>
<p>(6番) 山田 秋吉</p>	<p>この件につきましては、関谷農地部長から詳細を説明していただきましたので改めて説明することはございませんが、当時申請されたご主人は事務所と倉庫を建てるという計画を進めておられました。急逝され、奥さんが、当時の事業計画を知らずに庭園にされました。転用の場合は申請者が変わったら再度申請をしないとイケないとのことです。改めて追認で農地転用の申請をされるということです。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号5番につきまして担当の8番堀田委員に説明をお願いします。</p>

<p>(8番) 堀田 計一</p>	<p>16ページの添付写真の通り、一番上の方が申請人のお住まいで、下の方の家が息子さん夫婦の住まれている家になります。下の方の家ですが、35年前に建てられ、当時許可を得ないで、進入路・駐車場等を整備されたとのことです。追認の案件になりますが、ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは議案第46号の農地法第4条の規定による許可申請の承認についてありますが、受付番号4番につきまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>この10ページの申請地の枠外に「児湯郡木城町 畑」と書いてあるのですが、これは町有地ですか。 道路側溝だったら、畑ではなくて、道路でなくてはいけないのでは。もしここに畑があるなら、道路の脇から敷地内になってますから、このあたりの境界はどうなっているのでしょうか。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>恐らく、整備をされた時に地目変更がされていないのではと思います。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>御質問のあった件につきましては、町有地の水路敷だと思います。財政課の方で地目変更はしますが、まだ、されていないのではと思います。速やかに財政課へ地目変更のお願いをします。</p>
<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>道路脇から写真でここまでですと、図面は線が1本入っているわけですから、町有地に入っているかもしれないと思いましたので質問しました。そこを答えていただければ良いのですが。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>町有地には入っていないと思います。 他には質疑はございませんか。 (質疑なし) それでは、質疑が無いようですので、議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 受付番号4番につきまして、お諮り致します。承認に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成という事ですので、議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について受付番号4番につきましては許可相当として県知事に意見書を添えて進達します。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号5番につきまして質疑をお受け致します。質疑のある方は挙手をお願い致します。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑が無いようですので、議案第46号農地法第4条の規定による許可申請の承認について受付番号5番につきまして、お諮り致します。承認に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事ですので、議案第46号農地法第4条の規定による許可申請の承認について受付番号5番につきましては許可相当として県知事に意見書を添えて進達します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第47号 非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の朗読・説明をお願いします。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>20ページをお願い致します。申請人N・A 土地表示 大字川原字溜水〇〇番 地目 登記 畑 現況 山林 面積700㎡ 申請の事由 耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない状態）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地のうち次のいずれかの要件を満たしている。</p> <p>（ア） その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。</p> <p>（イ） （ア）以外の場合にあつて、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合</p> <p>担当は2番工藤委員です。資料につきましては、21～22ページに添付しています。場所につきまして写真にてご説明致します。</p>
<p>（事務局） 濱砂 主事</p>	<p>プロジェクターにて写真説明</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号13番につきまして、担当の2番工藤委員から説明をお願いします。</p>

<p>(2番) 工藤 久美子</p>	<p>写真のとおりで現状は草木が生い茂っている状況です。以前、申請地については、昔、私が機械で茶摘みをしていた覚えはあるのですが、申請人のお母さんもお亡くなりになり、20年近く放棄された状態です。畑の形状も悪くていい形状とは言えません。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案47号非農地証明願いの承認につきまして受付番号13番の質疑をお受け致します。質疑のある方は挙手をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。非農地証明願いの承認についてであります。受付番号13番につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので非農地証明願いの承認について受付番号13番につきましては承認可決と致します。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第48号農用地利用集積計画(所有権移転)についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>それでは資料の23ページをお願い致します。議案第48号農用地利用集積計画(所有権移転)についてであります。</p> <p>整理番号1番 受付番号28番 移動区分 売買 譲受人H・H 譲渡人S・H 土地表示 大字椎木字甲斐下〇〇番 地目 田 地積1,792㎡ 他2筆 合計 田3筆 2,959㎡ 利用目的 施設園芸 売買価格 全部で1,331,550円 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡時期いずれも2016年12月22日 担当委員は12番久保委員です。場所につきましては25ページに添付しています。</p> <p>整理番号2番 受付番号29番 移動区分 売買 譲受人 公益社団法人宮崎県農業振興公社 譲渡人 S・S 土地表示 大字椎木字大戸亀〇〇番 地目 畑 地積 2,528㎡ 他2筆 合計 畑3筆 7,944㎡ 利用目的 飼料作物 売買価格 全部で3,574,000円 支払方法 口座払い 移転時期・支払時期・引渡時期いずれも2016年12月21日 担当は事務局です。農地中間管理機構が行う特例事業です。場所につきましては26ページに添付しています。</p> <p>整理番号3番 受付番号30番 移動区分 売買 譲受人 宮崎県農業振興</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>公社 譲渡人S・M 土地表示 大字椎木字大戸亀〇〇番 地目 畑 地積1, 312㎡ 他6筆 計 畑4筆 8,577㎡ 宅地3筆 2,217㎡ 計 7筆の合計 1,0794㎡ 利用目的 飼料作物・一部牛舎(宅地) 売買価格 全部で5,854,000円 支払方法 口座払い 移転時期・支払時期・引渡時期いずれも2016年12月21日 担当は事務局です。農地中間管理機構が行う特例事業です。場所につきましては、27ページに添付しております。以上です。</p>
<p>会長(議長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号28番につきまして、担当12番久保委員に説明をお願い致します。</p>
<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>譲受人H・Hさんが、施設園芸用の農地を探しているとの事で、譲渡人S・Hさんの土地を先月、10番後藤委員にも間に入っていただき調整したところです。H・Hさんとしては、この土地に2反2畝のハウスを建設し施設野菜をされるとの事です。規模拡大です。ハウス施設の補助事業も申請されています。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第48号農用地利用集積計画(所有権移転)について受付番号29番、30番につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業の案件でございますので、先に、受付番号28番につきまして、質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方は挙手をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮り致します。議案第48号 農用地利用集積計画(所有権移転)についてであります。受付番号28番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので受付番号28番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号29番、30番につきまして質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手の上受付番号を言ってから質疑をお願いします。</p>
<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>受付番号29番、30番についてです。11月13日か14日くらいに地主の方からS・Nさんに畑を引き上げてくれという話があったとの事です。S・Nさんには、私が以前から農業委員会に申請して、正式に契約を結んではどうかという話をしていたのですが、地主の方がいつ売るか分からないからと言われ農地の賃貸借の契約はされませんでした。先立って11月13日か14日あたりに、急に売ることから農地をあげてくれないかと来られて、S・Nさんがジャガイモの種と肥料を注文しているのだがという相談があり、事務局に電話で確</p>

<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>認しましたところ、公社と地主で11月7日に契約をされているとの話を聞きました。私としては公社と先に売買契約をするのではなく、地主さんと耕作者がいるので、そちらを先に相談すべきではないかと思いましたが、公社の契約が先で、後から耕作者に行くのはどうかと思いますが、そのあたりをなかなか返事が無かったのですが、S・Nさんから公社との契約が先らしいという話を聞きました。そのあたりの手順について、今後は、農地法等の契約が入っていても、地主さんの方から、先に耕作者の方に半年から1年前くらい前から、こういう理由で農地を売買するので、〇月〇日までに引き上げてもらえないか等の話を通してお良いのではないかと思います。この案件につきましては、しょうがないとは思いますが、ご検討いただきたいと思います。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>協議会に切り替えます。</p> <p><協議会></p> <p>それでは、本会議に移行します。</p> <p>本案件のようにヤミ小作の方について次期の耕作を予定されている場合がありますので農地の移動につきましては、ヤミ小作をされている方についても細心の注意と配慮をしていただきますよう農業委員及び事務局の方の対応をお願いしたいと思います。その他に質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮り致します。議案第48号農用地利用集積計画（所有権移転）について 受付番号29番と30番の申請につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成とのことですので議案第48号農用地利用集積計画（所有権移転）について受付番号29番、30番の申請につきましては承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第49号 農用地利用集積計画（利用権設定）について事務局長の朗読・説明をお願い致します。</p>

(事務局)
事務局長

28ページをお願い致します。議案第49号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。

整理番号1番 受付番号34番 移動区分 賃貸借 譲受人U・T 譲渡人S・I 土地表示 大字椎木字北中原〇〇番 地目 畑 地積 5,430㎡ 他1筆 合計 畑2筆 9,518㎡ 利用目的 飼料目的 始期2016年12月12日から終期2026年12月11日 10年 賃借料 10a当り借賃 13,000円 経営面積6.9ha 家族数8人 稼働労働力3人 担当委員は6番山田委員です。更新の案件です。場所につきましては35ページに添付しています。

整理番号2番 受付番号35番 移動区分 賃貸借 譲受人H・S 譲渡人Y・M 土地表示 大字高城字下鶴河原〇〇番 地目 田 地積563㎡ 他5筆 合計 田6筆 3,460㎡ 利用目的 稲作 始期2017年3月10日から終期2022年3月9日 5年 賃借料 10a当り借賃 10,000円 経営面積4.2ha 家族数4人 稼働労働力2人 担当委員は1番鎌田会長です。更新の案件です。場所につきましては36ページに添付しています。

整理番号3番 受付番号36番 移動区分 賃貸借 譲受人G・N 譲渡人宮崎農業振興公社 土地表示 大字椎木字大戸亀〇〇番 地目 畑 地積2,528㎡ 他2筆 合計 畑3筆 7,944㎡ 利用目的 飼料作物 始期2016年12月21日から2021年12月20日 5年 賃借料 全部で35,000円 担当は事務局です。農地中間管理機構が行う特例事業です。場所につきましては37ページに添付しています。

整理番号4番 受付番号37番 移動区分 賃貸借 譲受人G・N 譲渡人宮崎農業振興公社 土地表示 大字椎木字大戸亀〇〇番 地目 畑 地積1,312㎡ 他6筆 計 宅地3筆 2,217㎡ 畑4筆8,577㎡ 計10,794㎡ 利用目的 飼料作物、一部牛舎 始期2016年12月21日から終期2021年12月20日 5年 賃借料 全部で58,000円 担当は事務局です。農地中間管理機構が行う特例事業です。場所につきましては38ページに添付しています。

整理番号5番 受付番号140番 移動区分 賃貸借 譲受人 宮崎農業振興公社 譲渡人M・K 土地表示 大字椎木字揚牟田〇〇番 地目 田 地積1,553㎡ 他3筆 合計 田4筆 4,194㎡ 利用目的 稲作 始期2017年1月1日から終期2026年12月31日 10年 10a当り借賃 全部で41,940円 農地中間管理事業です。

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>整理番号6番 受付番号141番 移動区分 賃貸借 譲受人 宮崎県農業振興公社 譲渡人N・S 土地表示 大字椎木字比木〇〇番 地目 田 地積 718㎡ 他3筆 合計 田4筆 3,496㎡ 利用目的 稲作 始期2017年1月1日から終期2026年12月31日 10年 10a当り借賃全部で粗350kg 農地中間管理機構が行う事業です。</p> <p>整理番号7番 受付番号142番 移動区分 使用貸借 譲受人 宮崎農業振興公社 譲渡人I・H 土地表示 大字椎木字揚傘田〇〇番 地目 田 地積1,632㎡ 他3筆 合計 田4筆 4,083㎡ 利用目的 稲作 始期2017年1月1日から終期2026年12月31日 10年 10a当り借賃 使用貸借の為なし 農地中間管理機構が行う事業です。</p> <p>整理番号8番 受付番号143番 譲受人 宮崎県農業振興公社 譲渡人I・H 土地表示 大字高城字亀田〇〇番 地目 田 地積922㎡ 他2筆 合計 田3筆 2,933㎡ 利用目的 稲作 始期2017年1月1日から2026年12月31日 10年 10a当り借賃 全部で29,330円 農地中間管理事業です。以上です。</p> <p>33、34ページに農用地利用配分計画(案)を参考で添付しています。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第49号 農用地利用集積計画(利用権設定)につきましては、3つに分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第49号農用地利用集積計画(利用権設定)について 受付番号34番35番につきまして、それぞれ更新となっていますので担当委員の説明は省略します。</p> <p>それでは、質疑をお受け致します。質疑のある方は挙手のうえ受付番号を言ってから質疑をお願い致します。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮り致します。受付番号34番、35番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成とのことですので、受付番号34番、35番につきましては承認可決と致します。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号36番、37番の質疑をお受け致します。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>（事務局） 三隅 専門監</p>	<p>質疑に入る前に、補足説明をさせていただきます。譲受人G・Nさんにつきましては、本日、午後に開催されます農業経営改善等計画対策会議において新規認定就農者の審査が予定されています。本案件につきましては、新規認定就農者に認定されることを前提に、条件付でご承認をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。</p>
<p>（12番） 久保 一美</p>	<p>受付番号37番について宅地の部分ですが、その分については一ツ瀬土地改良区の畑かんの水は使えませんのでご報告します。牛舎ならびに農地除外した所についても、畑かんの水は使えません。牛舎の方は一ツ瀬飲雑用水の方でないと思えません。以上、報告致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>指導報告ですね。他にございませんか。</p>
<p>（2番） 工藤 久美子</p>	<p>飲雑用水の事については、譲受人G・Nさんは了解されていて、畑かんの水は使わないとの事です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑が無いようですのでお諮り致します。受付番号36番、37番につきましては条件付きで、本日、午後に開催されます農業経営改善等計画対策会議において新規認定就農者の認定を受けることを前提でお諮りします。受付番号36番、37番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので、新規就農者の認定を受けるということを条件で、受付番号36番、37番については承認可決と致します。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号140番から143番までで質疑のある方は挙手の うえ受付番号を言ってから質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、お諮り致します。受付番号140番、141番、 142番、143番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので、受付番号140番、141番、142番、143 番について承認可決と致します。</p> <p>以上で本会議を終了致します。</p>
<p>協 議 会</p>	<p>1 12月の行事予定について 2 農地台帳の世帯修正作業について 3 その他</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、平成28年11月期の総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p>議 長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>